

第四章 石造物調査

第一節 調査の方法と成果概要

(一) 調査の方法

調査では、それぞれの石造物について所在する区画、固体識別番号(1-D)、建
立年代、正面方向、種別、石材等の情報を記録し、刻字の記録も行った。刻字に
は旧字や解説不明の文字も含まれたが、なるべくそのままの文字を書き写した。

石材調査については当初石造物を対象とし、各石造物の遺存状況も調査した。

これらの成果については本章のほか附表1・2の石造物観察表及び図版1~12
に示した。附表1には石造物の形態情報、附表2には刻字内容を示すこととし、
前者をA表、後者をB表としている。A表は調査対象として石造物の全てを網羅
しているが、B表は刻字の観察ができたもののみ掲載した。

石造物実測は、残存する垂水島津家当主及び夫人墓は全てについて実施するこ
ととし、燈籠など周辺石造物については類型化を行い典型的な例のもの、墓所の
特質を顕すものなどを中心に図化した。当主墓碑の実測図は1/10分の一で正面、
両側面、背面、上面の五面を作成した。

(二) 石造物の種類とその内訳

今回の調査範囲内において確認した石造物の総数は、一九八基を数える。これ
らについて本報告書では大きく墓碑、石幢、燈籠、碑、手水鉢に分類した。墓所
における石造物配置図を図17に示す。以下ではその概要について記す。

墓碑 墓石、石塔などとも呼ばれる一群である。地下の遺骸と一対一の関係に
あり、墳墓の上に立てる墓じるし(墓碑)の概念を含む。墓所には後世に改装さ
れたものや遺骸との関係が不明瞭なものも多くあるため、これらを一括して墓碑
として分類した。墓碑は、その形状から宝篋印塔、廟、尖頭角柱形、その他など
に分類した。総数六四基。

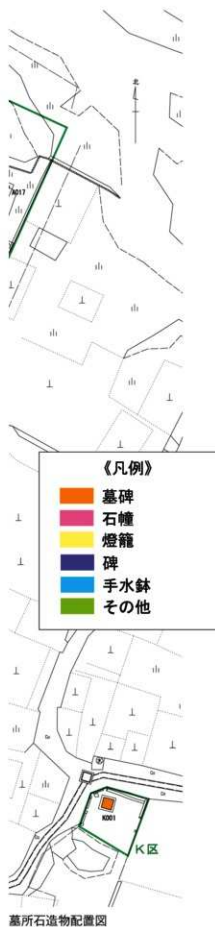
石幢 寺院の仏堂内の須弥壇脇に天井から下がっている幢番を六組、あるいは八
組合わせた形状を石造物にしたものとされる。石幢には地蔵を彫り込むことを特
徴とし、六地藏塔とも呼ばれる一群である。石幢には単制と重制があるが、墓所
のものは全て重制である。基本的な構造は、最下部に基礎があり、その上に幢身、
中台、龕部、屋蓋を重ね、最上部に宝珠を乗せる。墓所内のもものは、龕部の地蔵
が六面のものに限られ、六面地藏塔とした。三門を超える大型のものもある。幢
身に法名が施されるものがほとんどで、墓碑の中にも含めるべきものであるが、当
墓所の特徴を顕すものと捉え、別に項目を設けた。総数一八基。

燈籠 燈籠は仏寺の本尊に献燈供養する仏具が起源とされる。総数九六基を数
え、墓所において最も遺存量の多い石造物である。基本的な構造は、最下部に基
礎があり、その上に竿、中台、火袋、屋蓋を重ね、最上部に宝珠を乗せる。各部
において多様な形状を呈するため本章第四節第三項において詳述する。総数九六
基。

碑 表面に銘文を刻んだものである。本墓所において当類に分類したものは、
亀跌碑が一基のみである。

手水鉢 手洗いや口を漱ぎ、身を清めるためにおかれたとみられるもので、一
石つくりのもの、鉢部と基礎からなるものがある。総数一七基。

その他 右記分類に入らないものを一括した。総数二基。



墓所石造物配置図



図17 垂水島津家

第二節 石造物の石材

(一) 火砕流堆積物と溶結凝灰岩

墓所における石造物の特徴の一つとして、そのほとんどの石材が溶結凝灰岩であることがあげられる。鹿児島には過去五〇〇万年間に大規模火砕流を噴出したカルデラが四つあり、県内の広い地域において火砕流堆積物が分布している。(図18)。火砕流堆積物には圧密と熱で溶結凝灰岩となるものがあり、これが石材として使用される。しかし、石材名は多様で、個々の定義や識別法について統一的な見解があるとは言えない。また、近世期の石丁場についても不明な部分が多い。本節では、墓所に所在する石造物の石材について、その特徴を活かし、起源となる火砕流堆積物ごとに把握し、報告することとする。これまで使用されてきた複数の石材名を統合することとなるため、起源となる火砕流から仮の名称を付与したのもあるが従来の石材名を否定するものではない。

現地調査は、鹿児島大学名誉教授大木公彦先生の指導のもと実施した。また、以下に記載する火砕流堆積物の分布や年代、特徴などについては大木公彦二〇一五「鹿児島に分布する火砕流堆積物と溶結凝灰岩の石材」(鹿児島国際大学考古学ミュージアム調査研究報告)第二集をもとに記載した。石材の起源となる火砕流堆積物は以下の通りであるが、少数ながらこれに属さないものもある。

吉野火砕流 始良カルデラを噴出起源とし、噴出年代は約五四万年前とされる。吉野台地のみ分布する。暗褐色～灰色を呈する。溶結の程度によって、ユータキシティック構造が非常に顕著である。ユータキシティック構造とは、火砕流堆積物が圧密と熱で溶結凝灰岩になる際、含まれていた軽石が煎餅状に引き延ばされ、黒曜石の楕円構造となったものである(図19)。石材名としては「反田土石」「川上石」「花棚石」などがある。代表的な石造物は、鹿児島(鶴丸)城跡石垣、私学校跡石塀などがある。

本報告書では、現地指導の際その特性から大木先生が特定された「反田土石」の呼称を用いることとする。なお、現地指導の際「反田土石」は鹿児島市鹿川町を主な産地とし、粗粒で固く、彫りを施す際に欠損する可能性があるため繊細な

彫刻には適さないことを指摘された。さらに、本墓所の石造物は、ユータキシティック構造が自然堆積の状態から九〇度垂直に起立させて設置しているものが多いことを指摘された。これは、ユータキシティック構造が表れぬ面、すなわち外観上美しい面が正面になるよう意識した結果であると考えられる。

なお、七代久治家臣坂元盛基(献ぜられた亀跌碑)、九代貞興(献ぜられた火繩銃形の燈臺)については、吉野火砕流の溶結凝灰岩ではあるが、特定ができなかったため一括して「吉野石(その他①)」と呼称する。また、明治期以降の石造物についても、吉野火砕流の溶結凝灰岩であるが特定ができなかったため、一括して「吉野石(その他②)」と呼称する。

阿多火砕流 阿多カルデラを噴出源とし、噴出年代は約一万年前後とされる。鹿児島県のはほぼ全域に分布するが、層厚が厚く、溶結している部分の範囲は鹿児島湾北部沿岸地域より南である。岩相は、以下の二地域に分かれる。

① 薩摩半島および大隅半島の垂本市、鹿屋市以南地域。暗褐色～暗黒色、赤みを帯びた灰色(淡紅色)で溶結度は高く、基本的にユータキシティック構造が顕著である。石材名は「荒平石」「赤水石」などがある。代表的な石造物は、鹿児島市下福元町清泉寺跡の磨崖仏、垂本市から錦江町の鹿児島湾沿いの国道・県道脇の石塀などがある。

② 鹿児島市北部から鹿児島湾北部沿岸へ至る地域及び志布志地域。黒色を呈し、細粒均質でユータキシティック構造はほとんど認められない。異質岩片が少なく、風雨にさらされると表面にシリカの被膜ができ、硬くなる性質を持つ。指で軽くノックすれば澄んだ金属音がする。一般に溶結度は低く、比重が軽い。非溶結部では白色を呈する凝灰岩に変換することがある。石材名は「花尾石」「蒲生石」「桃木野石」「黒石」などがある。代表的な石造物は、始良市蒲生の龍ヶ城の城壁、鹿児島市郡山町の丹後局墓などがある。

本報告書では、現地指導の際その特性から大木先生が特定された「花尾石」の呼称を用いることとする。なお、現地指導の際、「花尾石」は鹿児島市郡山町で切り出され、採石した時点で比較的地軟らかく、細かく細工が可能であるが、風化にさらされると表面が固くなる性質を有することを指摘された。

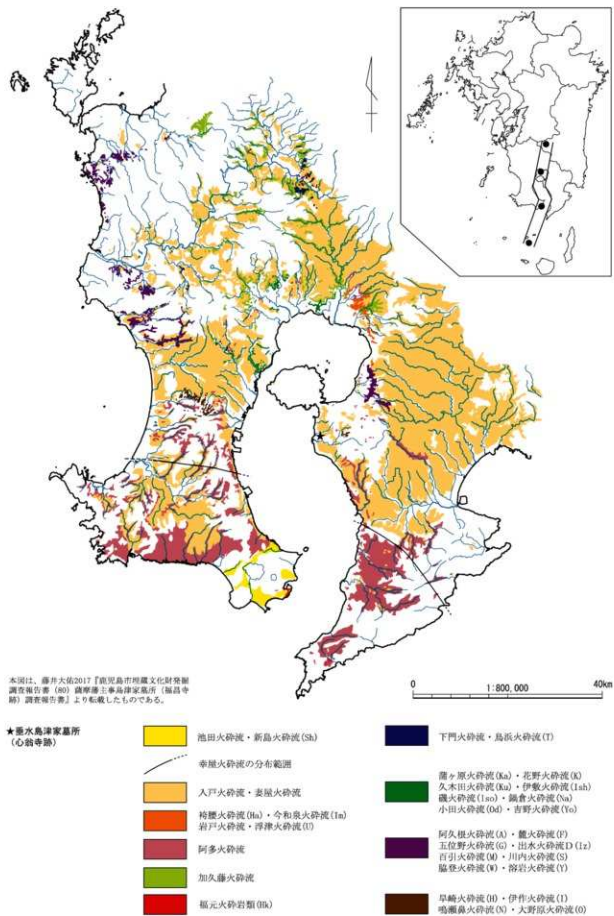


図18 鹿児島県火砕流分布図

(二) 石造物の石材

個別の石材については附表1に示した。ここでは、石造物の種別ごとの石材内訳を表7、墓所における石材別分布を図20に示す。なお、墓碑等に供えられる水鉢・花立、石造物の周囲をめぐる石欄などは数に数えていない。

本墓所の江戸期の石造物の石材は、殆どが「反田土石」が用いられる。例外は、七代久治「二代貫柄の夫婦墓及び三代貫典墓、六代忠紀及び七代久治」「二代貫柄の夫婦及び三代貫典へ献ぜられた石幢、七代久治の墓に伴う層塔(塀)一基で、これらの石材には「花尾石」が用いられる。また、九代貫備へ献ぜられた火輝鏡形の献燈(塀)一基、七代久治家臣坂元十右衛門盛基の龟趺碑(塀)については、吉野火砕流起源であるが原産地が特定できなかった石材が用いられており、一括して「吉野石(その他①)」と表記した。また、明治以降の石造物の石材についても、吉野火砕流起源ではあるが原産地が特定できなかったため、一括して「吉野石(その他②)」と表記した。

第三節 石造物の遺存状況

石造物のなかには長年の風雨のため、劣化の著しいものが存在する。

本節では、石造物の遺存状況について報告する。遺存状況は、倒壊の危険性が低いとみられるものから甲・乙・丙・丁の四類に分類した。甲類は、欠損等が無く、倒壊の恐れが無く安定しているものである。乙類は、亀裂や欠損が部分的に認められるものの、将来的に倒壊するおそれが高いものである。丙類は、現在は安定しているものの、亀裂や欠損が激しく、将来的な倒壊の可能性もあるものである。丁類は将来的な倒壊の可能性が極めて高いものである。なお、本墓所においては、平成二二年度に垂水市ふるさと応援基金を活用した「墓塚安定化工事」を、平成二五年度には(公財)朝日新聞文化財団の文化財保護助成を活用した「六地蔵塔他修復作業」を実施しているため、他の島津家墓所と比して倒壊の危険性は低いと考えられる。

個別の遺存状況については附表1に示した。ここでは、種別ごとの遺存状況を

表8に示す。表9には石材ごとの遺存状況を示した。

表7 石造物内訳

	反田土石	吉野石(その他①)	吉野石(その他②)	花尾石	その他	総数
墓碑	34		14	15	1	64
石幢	1			17		18
燈籠	58		38			96
碑		1				1
手水鉢	2		15			17
その他		1		1		2
総数	95	2	67	33	1	198

表8 石造物の遺存状況

	甲	乙	丙	丁	総数
墓碑	49	14	1		64
石幢	15	3			18
燈籠	86	10			96
碑	1				1
手水鉢	17				17
その他	2				2
総数	170	27	1	0	198

表9 石材別の遺存状況

	甲	乙	丙	丁	総数
反田土石	78	16	1		95
吉野石(その他①)	2				2
吉野石(その他②)	64	3			67
花尾石	25	8			33
その他	1				1
総数	170	27	1	0	198



図19 石造物にみるユータキシティック構造
本図は、藤井大祐2017「鹿児島市埋蔵文化財発掘調査報告書(80)薩摩藩主島津家墓所(福昌寺跡)調査報告書」より転載したものである。



図20 石造物の石材分布図

第四節 石造物各説

(一) 墓碑 (図版1-5)

墓所内に所在する墓碑六四基のうち垂水島津家一族の墓碑は五三基を数える。その内訳は、当主墓二三基、当主夫人墓二三基、当主子女墓碑二七基である。墓碑として採用された型式に注目すると、宝篋印塔が二三基を数え、半数近くを占める。さらにその内訳を見てみると、当主一〇基、夫人一〇基、不明墓三基に採用される。また、採用率では当主七七%、夫人七七%となっている。しかし、江戸期に限定すれば、採用率は一〇%近くとなり、垂水島津家墓所においては、宝篋印塔の採用は近世において当主及び夫人に限定される可能性が極めて高い。また、大半は夫婦墓が並列される型式である。なお、墓所に所在する墓碑で、いわゆる廟形のものには二〇基を数え、その大半は江戸期の当主子女墓である。子女墓に占める採用率は七一%である。江戸期に限定すれば、採用率は八〇%となるが、これは刻字が不明瞭なものをのぞいた数値であり、垂水島津家墓所においては、廟形の採用は当主子女に限定される可能性が高い。

当主墓碑 図22-33に墓所に所在する歴代当主墓碑及び基壇を示した。また、当主夫人墓についても掲載した。垂水島津家墓所においては、四代久信以降の墓碑が所在するが、一三代貞興までは全て宝篋印塔である。以下では、これらについて掲載する。なお、墓碑の各部分名称については、図21に示した。

四代久信墓 (図22) 久信墓(惣)は宝篋印塔である。石材には反田土石が用いられる。総高一・九三m、基礎から宝珠先端までの高さは一・六六mを測る。当墓所では古い段階の墓碑であるが、相輪宝珠下の請花、塔身の彫窪め、基礎の反花といった意匠が見られる。塔身に法名があり、背面に改号が追刻される。基礎は一・四八m×一・1mの方形を呈し、高さ〇・三二mを測る。基礎の石材も反田土石である。これは、昭和四十六年(一九七二)、安業寺(現鹿屋市)より改葬されたものである。

五代久敏墓 (図23) 久敏墓(惣)は宝篋印塔である。石材には反田土石が用いられる。総高二・〇1mを測る。宝珠は一部欠損しており、宝珠残存部先端から

基礎までの高さは一・六一mを測る。当墓所最古の墓碑で、軒の花文が見られない、笠下部に垂水が表現される。基礎が表文である等他の垂水島津家当主墓とは異なる特徴を有する。塔身に法名があり、背面に改号が追刻される。基礎は一・〇五m×一・〇七mの方形を呈する。地中に埋没しているため、基礎の高さは不明である。基礎の石材も反田土石である。基礎及びその周辺において上部施設を想定できる痕跡は確認していない。

六代忠紀夫婦墓 (図24) 忠紀墓(惣)は宝篋印塔である。塔身以外の石材には反田土石が用いられる。総高一・六二mを測る。宝珠は一部欠損しており、宝珠残存部先端から基礎までの高さは一・一五mを測る。塔身に法名がある。改号は認められない。塔身のみそれ以外の部位と石材が異なる(特定はできないが溶結凝灰岩を使用)こと、彫窪めが見られず仕上げも粗雑であることから、欠損等の理由により後世に補充(改葬)された可能性がある。当墓碑から新出する裝飾と

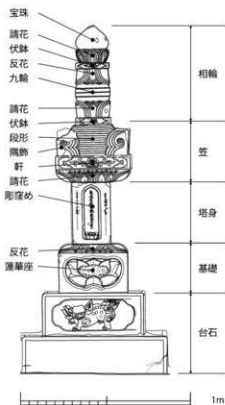


図21 墓碑の各部名称

して、隅飾の大化型・二狐中央の次表現、相輪の伏鉢・笠の軒に見られる花文・基礎の蓮華座といった要素が新出する。また、基礎下の台石が巨大化し、花の施文が見られ、もう一つの基礎といった外観を呈するようになる。基礎については、正室墓の蓮華座が正面になるよう配置されているのに対し、忠紀墓の蓮華座は背面に設置されており、後世に配置が変更された可能性がある。正室墓(109)も宝篋印塔である。忠紀墓と同様石材には反田土石が用いられる。総高一・五六m、宝珠が欠損しているが、基礎から相輪先端までの高さは一・一一mを測る。相輪の伏鉢・笠の軒には花文が表現される。塔身に法名がある。改号は認められない。

塔身のみ石材が異なること、彫琢めが見られず彫刻も粗雑であることから、欠損等により後世に補充された可能性がある。基礎に蓮華座が見られ、基礎下の台石の巨大化、花の施文が見られる。これらは同一基壇にあり、正面に向かい右側に忠紀墓、左側に正室墓がある。塔身については後世に補充(改変)された可能性があるものの、当主墓の方が夫人墓よりも高く作られており、これも以降の垂水局津家当主夫婦墓に継承される要素である。基壇は一・三二m×二・一四mの方形を呈し、高さ〇・五四mを測る。基壇の石材も反田土石である。基壇は、さらに、二・四八m×三・〇八mの方形を呈する数石状の石造物の上に設置される。この石造物は地中に埋没しているため、高さは不明である。基壇及びその周辺において上部施設を想定できる痕跡は確認していない。

七代久治夫婦墓(図25) 久治墓(108)は宝篋印塔である。石材は当墓碑から花尾石が用いられるようになる。総高二・〇六m、基礎から宝珠先端までの高さは一・五八mを測る。塔身に法名があり、左側面に改号が追刻される。相輪の伏鉢及び笠の軒に花文が見られる。当墓碑から新出する装飾として、基礎下の台石の文様のモチーフとして狛犬が見られるようになる。また、基礎及び基礎下の台石の文様が、素文である背面を除く三面に表現されるが、これも以降の垂水局津家当主夫婦墓に継承される要素である。正室墓(109)も宝篋印塔である。久治墓と同様石材には花尾石が用いられる。総高一・六七m、宝珠が欠損しているが、基礎から相輪先端までの高さは一・二三mを測る。塔身に法名があり、左側面に改号が追刻される。笠の軒に花文が見られる。基礎の下の台石の文様に狛犬が見

られる。また、基礎及び基礎下の台石の文様が、背面を除く三面に表現される。これらは同一基壇にあり、正面に向かい右側に久治墓、左側に正室墓がある。当主墓の方が夫人墓よりも高く作られている。基壇は一・三二m×二・一四mの方形を呈し、高さ〇・五八mを測る。基壇の石材は反田土石である。基壇は、さらに、二・六三m×三・〇一mの方形を呈する数石状の石造物の上に設置される。この石造物は地中に埋没しているため、高さは不明である。基壇及びその周辺において上部施設を想定できる痕跡は確認していない。

八代忠直夫婦墓(図26) 忠直墓(109)は宝篋印塔である。石材には花尾石が用いられる。総高一・六二mを測る。相輪は大半が欠損しており、基礎から相輪先端までの高さは一・一五mを測る。塔身に法名があり、左側面に改号が追刻される。基礎下の台石に狛犬が見られる。また、相輪の伏鉢及び笠の軒の花文が、基礎及び基礎下の台石の文様と同様背面には施されないが、これも以降の垂水局津家当主夫婦墓に継承される要素である。正室墓(109)も宝篋印塔である。忠直墓と同様石材には花尾石が用いられる。総高一・三六m、宝珠が欠損しているが、基礎から相輪先端までの高さは〇・九四mを測る。塔身に法名があり、左側面に改号が追刻される。塔身の彫琢め、基礎の蓮華座に朱塗りの痕跡が確認される。基礎下の台石の文様に狛犬が見られる。相輪の伏鉢及び笠の軒の花文、基礎及び基礎下の台石の文様が背面を除く三面に表現される。これらは同一基壇にあり、正面に向かい右側に久治墓、左側に正室墓がある。当主墓の方が夫人墓よりも高く作られている。基壇は、二・七七m×二・一三mの方形を呈し、高さ〇・六一mを測る。基壇の石材は反田土石である。基壇は、さらに、二・五七m×三・〇五mの方形を呈する数石状の石造物の上に設置される。この石造物は地中に埋没しているため、高さは不明である。基壇及びその周辺において上部施設を想定できる痕跡は確認していない。

九代貴備夫婦墓(図27) 貴備墓(109)は宝篋印塔である。塔身以外の石材には花尾石が用いられる。総高一・五一mを測る。相輪は欠損しており、基礎から笠先端までの高さは一・〇一mを測る。塔身に法名がある。改号は認められない。塔身については、塔身以外の部位と石材が異なる(特定はできないが溶結凝灰岩

を使用)こと、彫窪めが見られず仕上げも粗雑であることから、欠損等の理由により後世に補充(改変)された可能性がある。基礎の運華座に朱塗りの痕跡が確認できる。基礎の下の台石に狛犬が見られる。笠の軒の花文、基礎の運華座、基礎下の台石の文様について、素文の一面を除く三面に見られるが、他の当主夫婦墓と異なり背面に統一されない。笠の軒の花文は左側が素文であり、後世に引きが改変された可能性がある。正室墓(28)も宝篋印塔である。貴品墓と同様塔身以外の石材には花尾石が用いられる。総高 1.39m を測る。相輪は欠損している。改号は認められない。塔身はそれ以外の部位と石材が異なる(特定はできないが溶結凝灰岩を使用)こと、彫窪めが見られず仕上げも粗雑であることから、欠損等の理由により後世に補充(改変)された可能性がある。基礎の下の台石の文様に狛犬が見られる。笠の軒の花文、基礎の運華座については素文の一面を除く三面に見られるが、他の当主夫婦墓と異なり背面に統一されない。笠の軒の花文は左側が素文であり、後世に引きが改変された可能性がある。正室墓(28)も宝篋印塔である。貴品墓と同様塔身以外の石材には花尾石が用いられる。総高 1.39m を測る。相輪は欠損している。改号は認められない。塔身はそれ以外の部位と石材が異なる(特定はできないが溶結凝灰岩を使用)こと、彫窪めが見られず仕上げも粗雑であることから、欠損等の理由により後世に補充(改変)された可能性がある。基礎の下の台石の文様に狛犬が見られる。笠の軒の花文、基礎の運華座については素文の一面を除く三面に見られるが、他の当主夫婦墓と異なり背面に統一されない。笠の軒の花文は左側が素文であり、後世に引きが改変された可能性がある。これは同一基礎にあり、正面に向かい右側に貴品墓、左側に正室墓がある。塔身については後世に補充(改変)された可能性があるもの、当主墓の方が夫人墓よりも高く作られている。基礎は $1.28\text{m} \times 2.14\text{m}$ の方形を呈し、高さ 0.67m を測る。基礎の石材は反田土石である。基礎は、さらに、 $2.65\text{m} \times 3.16\text{m}$ の方形を呈する数石状の石造物の上に設置される。現在地上面とはほぼ同一の高さまで埋没しており、設置時点での高さは不明であるが、平成二八年度の発掘調査結果から 0.1m 前後地面に露出していたものと考えられる。基礎及びその周辺において上部施設を想定できる痕跡は確認していない。

一〇代貴品夫婦墓(図28) 貴品墓(28)は宝篋印塔である。石材には花尾石が用いられる。総高 1.49m を測る。相輪は欠損しており、基礎から笠先端までの高さは 1.03m を測る。塔身に法名があり、左側面に改号が追刻される。基礎の下の台石に狛犬が見られる。笠の軒の花文、基礎の運華座、基礎下の台石の文様については素文の背面を除く三面に見られる。正室墓(29)も宝篋印塔であ

る。塔身以外の石材には花尾石が用いられる。総高 1.34m を測る。相輪は欠損しているが、基礎から笠先端までの高さは 0.96m を測る。塔身に法名が溶結凝灰岩を使用)こと、彫窪めが見られず仕上げも粗雑であることから、欠損等の理由により後世に補充(改変)された可能性がある。基礎の下の台石の文様に狛犬が見られる。笠の軒の花文、基礎の運華座、基礎の下の台石については、素文の背面を除く三面に見られる。これらは同一基礎にあり、正面に向かい右側に貴品墓、左側に正室墓がある。夫人墓の塔身については、後世に補充(改変)された可能性があるもの、当主墓の方が夫人墓よりも高く作られている。基礎は $1.29\text{m} \times 2.14\text{m}$ の方形を呈し、高さ 0.67m を測る。基礎の石材は反田土石である。基礎及びその周辺において上部施設を想定できる痕跡は確認していない。

一一代貴品夫婦墓(図29) 貴品墓(29)は宝篋印塔である。塔身以外の石材には花尾石が用いられる。総高 1.51m を測る。相輪は欠損しており、基礎から笠先端までの高さは 1.00m を測る。塔身に法名がある。改号は認められない。塔身は、それ以外の部位と石材が異なる(特定はできないが溶結凝灰岩を使用)こと、彫窪めが見られず仕上げも粗雑であることから、欠損等の理由により後世に補充(改変)された可能性がある。基礎の下の台石の文様については、素文の背面を除く三面に見られる。正室墓(28)も宝篋印塔である。石材には花尾石が用いられる。総高 1.42m を測る。相輪は欠損しており、基礎から笠先端までの高さは 0.97m を測る。塔身に法名があり、左側面に改号が追刻される。基礎の下の台石に狛犬が見られる。笠の軒の花文、基礎の運華座、基礎下の台石の文様については素文の背面を除く三面に見られる。これらは同一基礎にあり、正面に向かい右側に貴品墓、左側に正室墓がある。貴品墓の塔身よりも高く作られている(改変)された可能性があるもの、当主墓の方が夫人墓よりも高く作られている。基礎は $1.29\text{m} \times 2.16\text{m}$ の方形を呈し、高さ 0.68m を測る。基礎の石材は反田土石である。基礎は、さらに、 $2.54\text{m} \times 3.07\text{m}$ の方形を呈する

敷石状の石造物の上に設置される。この石造物は地中に埋没しているため、高さ不明である。基壇及びその周辺において上部施設を想定できる痕跡は確認していない。

二 二代貴納天婦墓(図30) 貴納墓(200)は宝篋印塔である。石材には花尾石が用いられる。総高一・〇五mを測る。宝珠は欠損しており、基礎から宝珠先端までの高さは一・五一mを測る。塔身に法名がある。改号は認められない。塔身の彫琢めと戒名、基礎の蓮華座に朱塗りの痕跡が確認できる。基礎の下の台石の文様に狛犬が見られる。相輪の伏鉢の花文、基礎の蓮華座、基礎の下の台石の文様については、素文の背面を除く三面に見られる。笠の軒の花文についても三面に見られるが、背面でなく右側が素文であり、後世に向きが変更された可能性がある。正室墓(202)も宝篋印塔である。石材には花尾石が用いられる。総高一・〇一mを測る。基礎から宝珠先端までの高さは一・五一mを測る。塔身に法名があり、左側面に改号が追刻される。塔身の彫琢め、基礎の蓮華座に朱塗りの痕跡が確認できる。基礎の下の台石の文様については素文の一面を除く三面に見られる。相輪の伏鉢及び笠の軒の花文、これは同一基礎にあり、正面に向かい右側に貴品墓、左側に正室墓がある。当主墓の方が夫人墓よりも高く作られている。基礎は一・二六m×二・一三mの方形を呈し、高さ〇・三七mを測る。基礎の石材は反田土石である。基壇及びその周辺において上部施設を想定できる痕跡は確認していない。

一 二代貴品後室墓(図31) 貴品後室墓(201)は宝篋印塔である。石材には花尾石が用いられる。総高一・七四mを測る。基礎が欠損しており、塔身下端から宝珠先端までの高さは一・四六mを測る。塔身に法名がある。改号は認められないが、左側面に没年が刻まれる。塔身は、それ以外の部位と石材が異なる(特定はできないが溶結凝灰岩を使用)こと、彫琢めが見られず仕上げも粗雑であることから、欠損等の理由により後世に補充(改変)された可能性がある。基礎の下の台石の文様に狛犬が見られる。相輪の伏鉢の花文は見られる。笠の軒の花文、基礎の下の台石の文様については、素文の背面を除く三面に見られる。基壇は一・二四m×一・二八mの方形を呈し、高さ〇・四九mを測る。基礎の石材は反

田土石である。基壇及びその周辺において上部施設を想定できる痕跡は確認していない。

二 二代貴納後室墓(図32) 貴納後室墓(203)は宝篋印塔である。石材には花尾石が用いられる。総高一・四七mを測る。相輪が欠損しており、基礎から笠先端までの高さは一・〇〇mを測る。塔身に法名がある。改号は認められないが、左側面に没年が刻まれる。塔身は、それ以外の部位と石材が異なる。特定はできないが溶結凝灰岩を使用)こと、彫琢めが見られず仕上げも粗雑であることから、欠損等の理由により後世に補充(改変)された可能性がある。基礎の下の台石の文様に狛犬が見られる。これは素文の一面を除く二面に見られる。笠の軒の花文と基礎の蓮華座も三面に見られるが、笠の軒の花文は左側が素文であり、基礎の蓮華座は右側が素文であり、いずれも背面では無い。後世に向きが変更された可能性がある。基壇は一・二五m×二・二二mの方形を呈し、高さ〇・四五mを測る。基礎の石材は反田土石である。基壇及びその周辺において上部施設を想定できる痕跡は確認していない。

一 三代貴典墓(図33) 貴典墓(206)は宝篋印塔である。石材には花尾石が用いられる。総高一・〇二mを測る。基礎から宝珠先端までの高さは一・七四mを測る。塔身に法名があり、左側面に改号が追刻される。塔身の彫琢めと戒名、基礎の蓮華座に朱塗りの痕跡が確認できる。基礎の下の台石の文様に狛犬が見られる。相輪の伏鉢及び笠の軒の花文、基礎の蓮華座、基礎の下の台石の文様については、素文の背面を除く三面に見られる。基礎は一・二二m×一・九九mの方形を呈し、高さ〇・三五mを測る。基礎の石材は反田土石である。基壇及びその周辺において上部施設を想定できる痕跡は確認していない。

九代貴傳忠女墓(図34) 貴傳忠女墓(207)はいわゆる彫形を呈する。石材には反田土石が用いられる。総高一・二二mを測る。石廟内には石製位牌が安置されており、法名が刻まれる。改号は認められない。基礎に蓮華座があり、四面に施されている。基礎の下の台石の文様として鳥津家の家紋が見られるが、他の彫形に基壇には見られない。正面に三つ、正面を除く三面にはそれぞれ一つずつ施される。基壇は二・五〇m×二・五一mの方形を呈し、高さ〇・二四mを測る。基礎の石

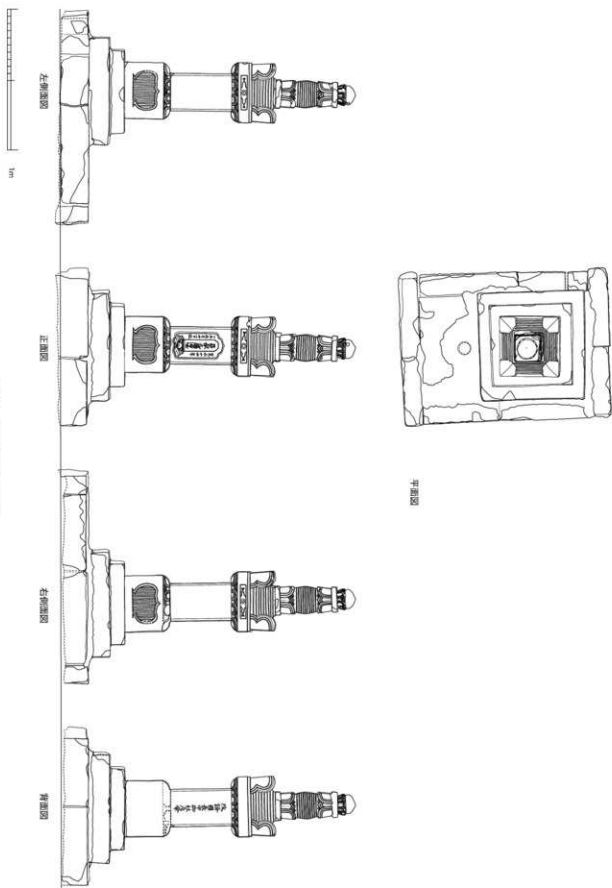


図22 四代久保藩之墓壇

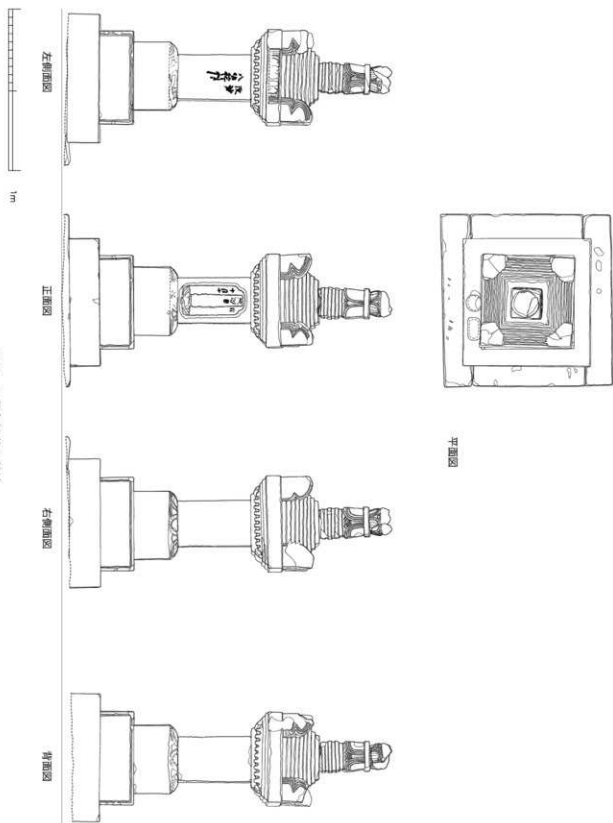


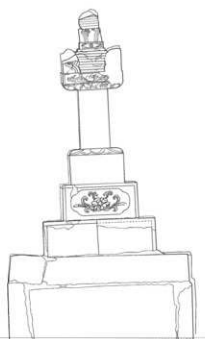
図23 五代入敏尊七基壇



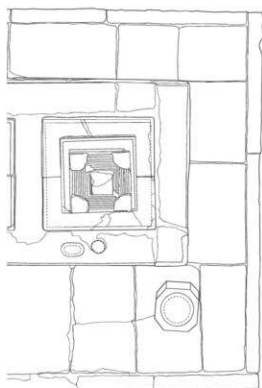
正面図



右側面図（夫人）

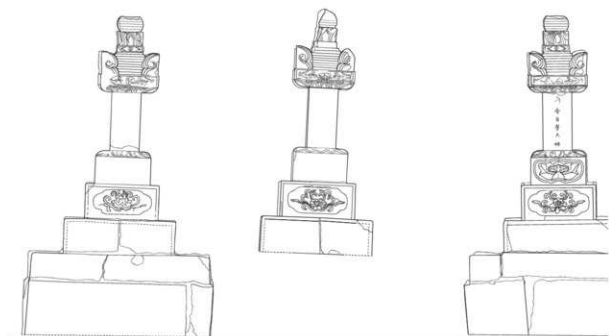


右側面図（惣主）



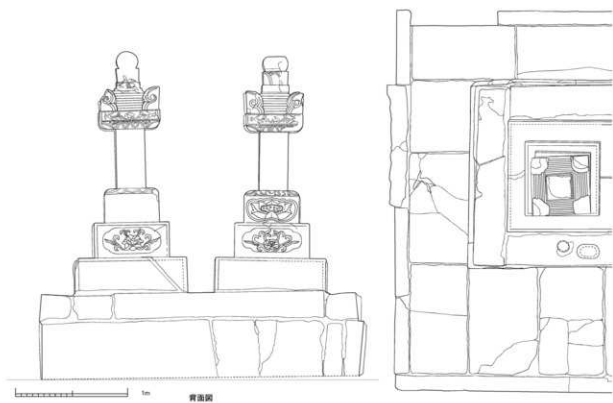
平面図

夫婦墓と基壇



左側面図（夫人）

左側面図（惣主）

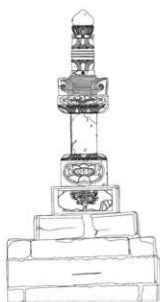


背面図

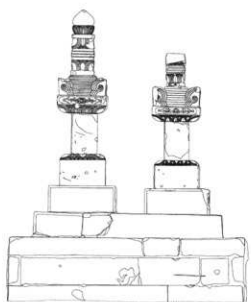
図24 六代忠紀



右側面図(夫人)



右側面図(城主)



背面図

夫婦墓と基壇

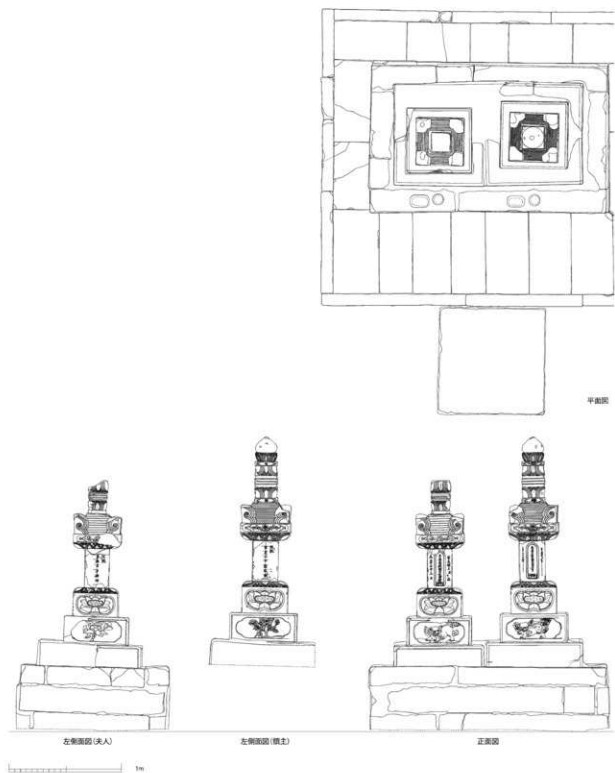
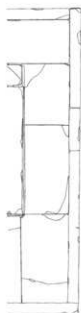
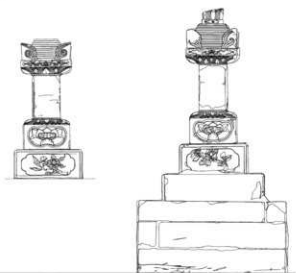


図25 七代久治



平面図



復元図
右側面図(夫人)

右側面図(領主)



背面図

夫婦墓と基壇

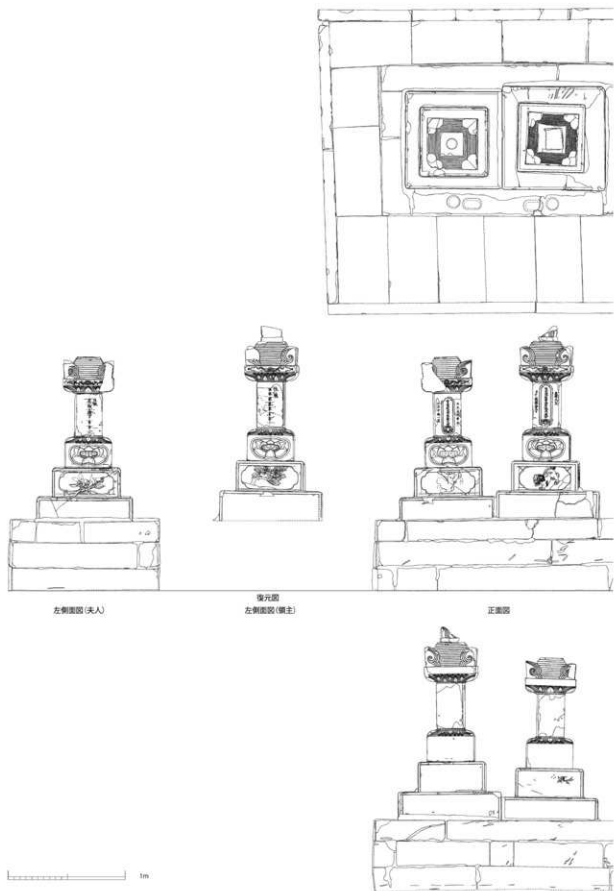
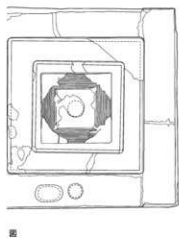
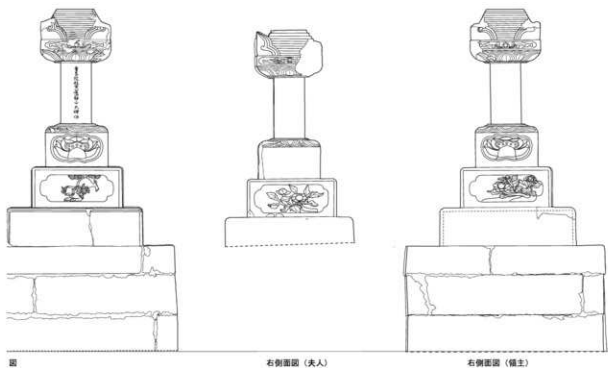


図26 八代忠直



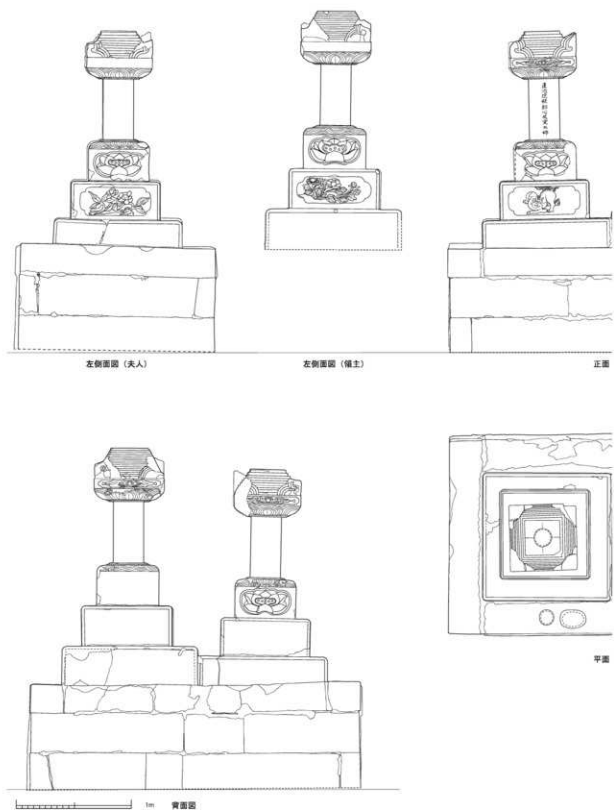


図27 九代貴冑



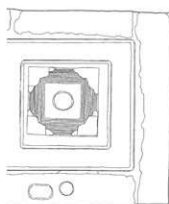
圖



右側面図（夫人）



右側面図（頼主）



圖

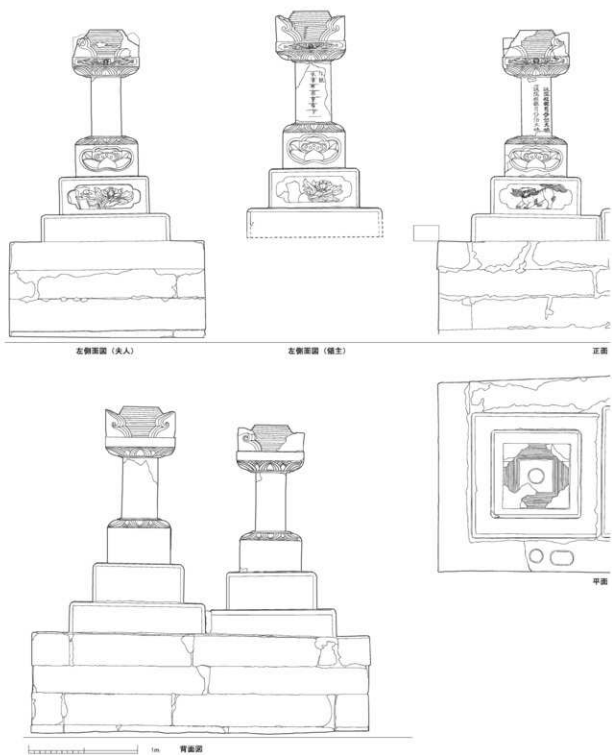


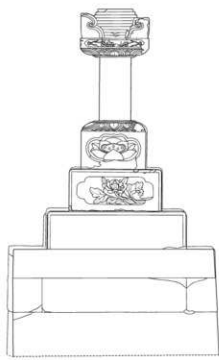
図28 一〇代貴澄



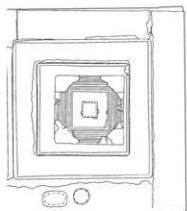
圖



右側面圖 (夫人)



右側面圖 (様主)



圖

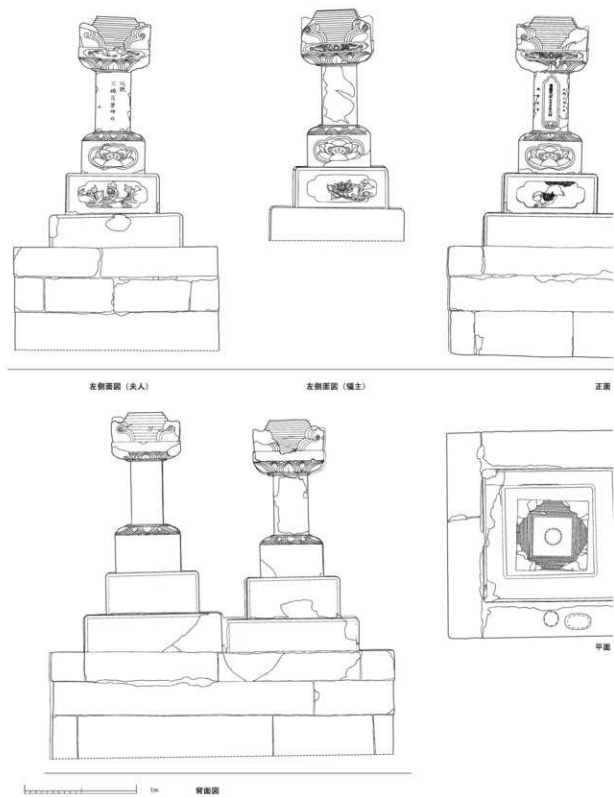


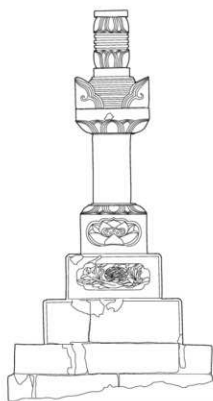
图29 一代貴



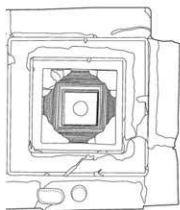
図



右側面図（夫人）



右側面図（領主）



図

柄夫婦墓と基壇

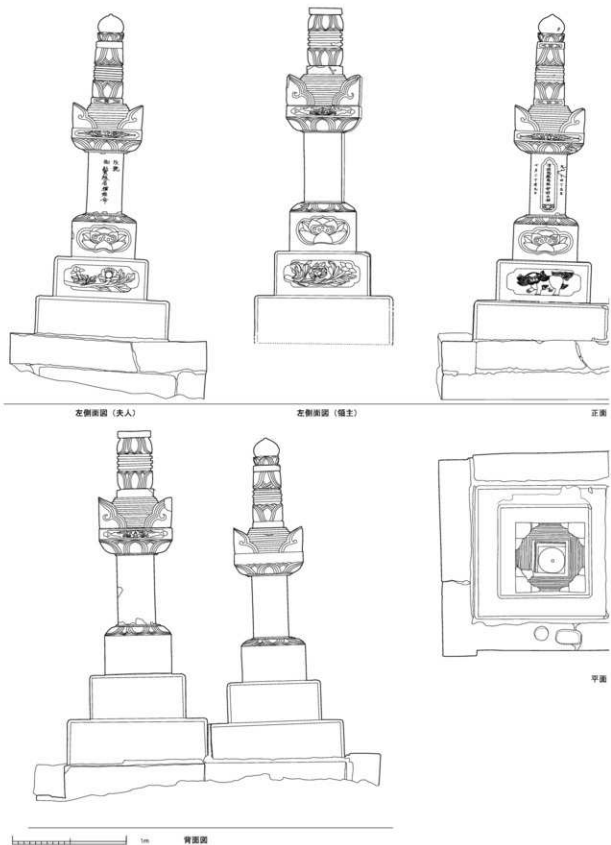


図30 二代貴

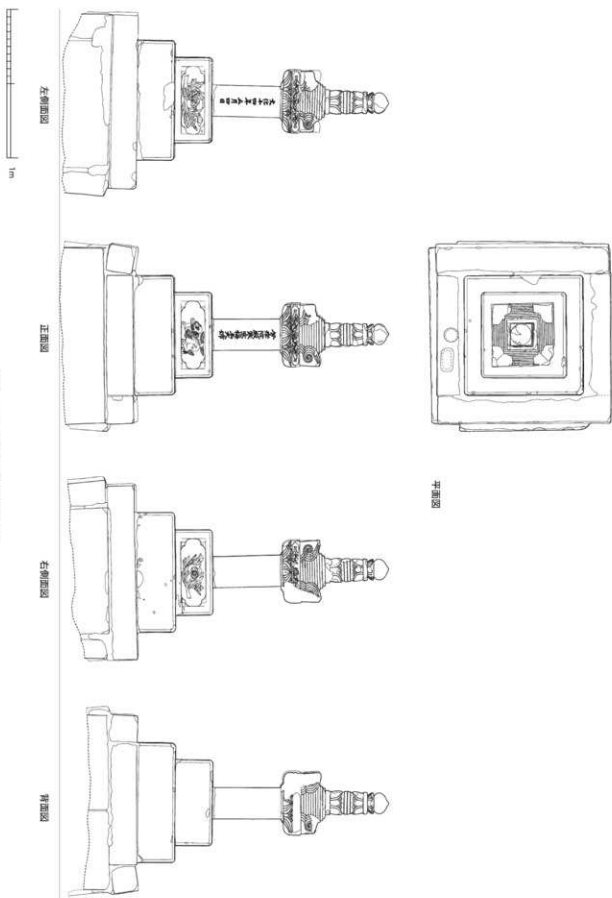


図31 一代貴品後室蓋之基礎

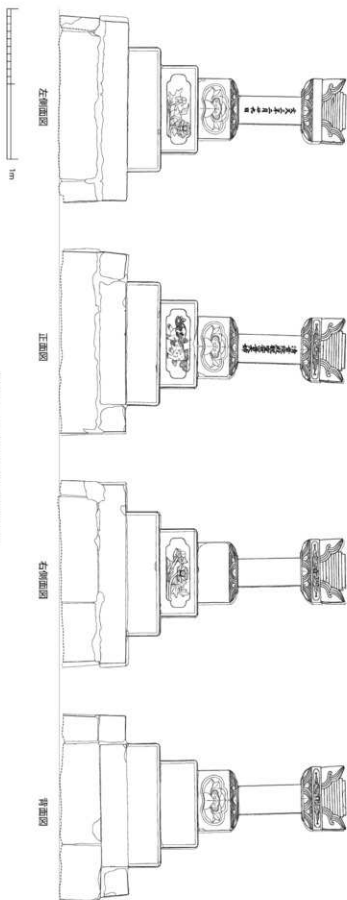
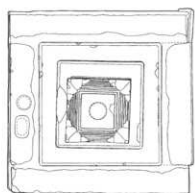


図32 一二代貴柄後室墓之基礎



平面図



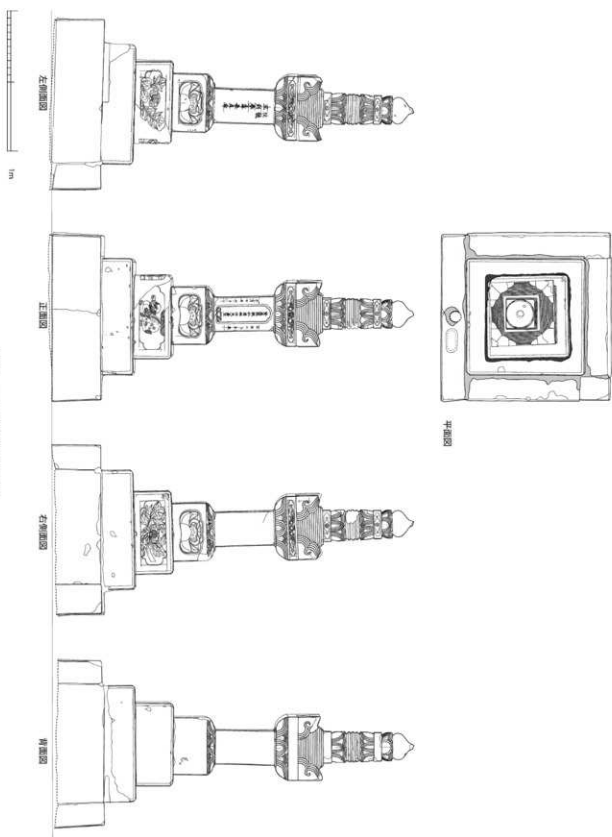


図33 一三代興典墓之基壇

材も反田土石である。「垂木島津家譜」によると、天明四年（一七八四）華嚴寺に埋葬とあることから、華嚴寺が廃寺の際改築されたものと考えられる。

(二) 石幢 (図版5・6)

寺院の仏堂内の須弥壇部に天井から下がっている幢輪を六組、あるいは八組合わせた形状を石造物にしたものとされる。幢部に地蔵を彫り込むことを特徴とし、六地藏塔とも呼ばれる一群である。石幢には単制と重制があるが、墓所のものは全て重制である。基本的な構造は、最下部に基礎があり、その上に幢身、中台、幢部、屋蓋を重ね、最上部に宝珠を乗せる。幢部の地蔵は六面で、本報告書では六面地藏塔とした。当墓所の六面地藏塔には三mを超える大型のものがある。幢身に法名が施されるものがほとんどで、墓所の中に含めるべきものであるが、当墓所の特徴を顕すものと捉え、別に項目を設けた。総数一八基を数える。

六面地藏塔 墓所内に所在する石幢は全て六面地藏塔である。このうち、幢身に戒名等が刻まれ、被葬者等が分かるものが一四基あり、いずれも当主一族のものである。六面地藏塔には二m前後のもの（一五基）と三mを超える大型のもの（三基）がある。大型のものに刻字された戒名に注目すると、六代忠紀(III) 七代久治(III)、七代久治夫人(III)のものである。石材については、六代忠紀夫人に供えられたもの(III)のみが反田土石を用い、他の全ての六面地藏塔は花尾石が用いられている。

六代忠紀石幢 (図35) 総高三・八七m、基礎から宝珠先端までの高さは三・二一mを測る。石材は花尾石が用いられる。いずれも断面六角形を呈する。台石に一面、蓮華が施される。基礎には反花が彫刻されるが、蓮華座は見られない。幢身五面には刻字が施される。刻字は、忠紀の戒名、没年、没日、献幢者である久治の名と建立日である。中台には請花が見られるが、蓮華は見られない。幢部は欠損しており、六面に地藏が彫刻されていたことが確認できるが、明瞭に残存しているのは二面のみである。像容は合掌、錫杖を所持するものと見られる。屋蓋内面には垂木が表現される。宝珠はいわゆる火炎宝珠である。

(三) 燈籠 (図版6・11)

墓所内に所在する燈籠は九六基を数え、最も造立数の多い石造物である。燈籠の起源は、中国大陸にあり仏教の本尊に献塔供養する仏にあるとする。しかし、墓所における燈籠を見ると、大多数は垂木島津家当主夫婦への献燈供養にあたるものが窺える。また、現在墓所において確認できる最も古い例は、元禄八年（一六九五）銘の七代久治墓に献燈されたもの(III)であり、近世以降、江戸期に入って献燈が開始されたことが想定できる。以下では、墓所に所在する燈籠について報告するものの、多種多様な燈籠を系統的に分類したものは言い難く、今後さらなる検討を要する、各部の名称については図36に提示した。

燈籠の分類については、島津宗家墓所（福昌寺跡）の発掘調査報告書（藤井、二〇一七）に従い分類した(図37)。垂木島津家墓所の燈籠は、藤井がD1類としたものが大半（燈籠全体に占める割合は約五四％。江戸期では約七七％）を占める。

A類 屋蓋は平面六角形を呈し、獻手を有する。火袋・中台は六角形を呈し、竿は四柱、基礎は平面六角形となる。中台の請花、基礎の反花は肉彫りであり、当墓所においては線刻のものは確認されていない。当墓所の燈籠A類においては、竿には全て節が認められる。意匠に龍を用いたものは確認されない。屋蓋・火袋・竿に島津家家紋を有するものも見られない。刻字は基本的に竿に行われる。総数四基を数える。年代に関する刻字がないため造立年代は不明であるが、献燈者の氏名より明治以降のものと考えられる。

B類 屋蓋は平面六角形を呈し、獻手を有する。火袋も平面六角形を呈する。藤井はさらに各部の形状により細分しているが、当墓所においてはこの分類に属するものは確認されていない。

C類 屋蓋から基礎に至るまで平面四角形を呈する。屋蓋に獻手が無く、屋根瓦を表現している。当墓所の燈籠は場所の移転、倒壊等の事由により後世に部位が交換（改造）された可能性もあるが、本文類した。藤井はさらに屋根瓦の表現により細分しているが、当墓所のものは全て屋根瓦を一枚一枚表現しており、藤井がC1類に部類したものに属する。総数六基を数える。

D類 屋蓋から基礎に至るまで平面四角形を呈する。C類と似るが、屋蓋の屋

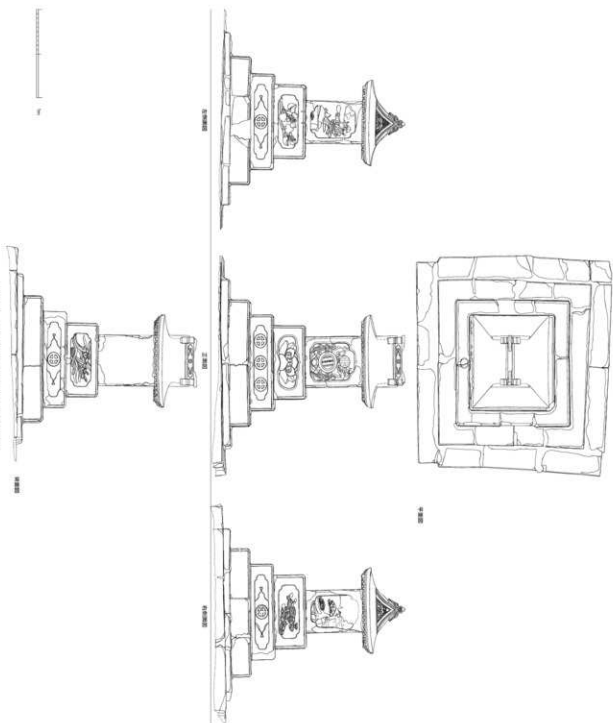
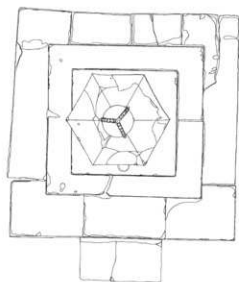
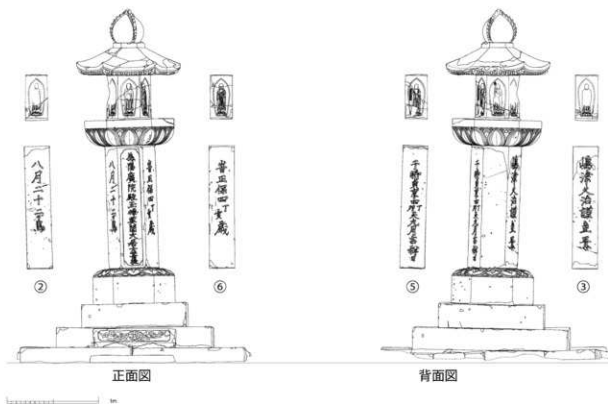


図34 九代廣勝皇女墓之墓壇



平面図

图示方向凡例



正面図

背面図

図35 六代忠紀石幢と基壇

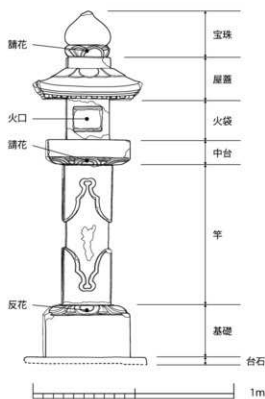


図36 燈籠の各部名称

根瓦表現が完全に省略される点において異なる。各部の意匠において細分した。
D1 (図39) 屋蓋から基礎に至るまで平面四角形を呈する。屋蓋に屋根瓦は表現されないものの、下部において垂木が表現される。中台の請花、基礎の反花は肉彫りである。島津家の家紋が表現されたものは確認していない。総数五二基を数える。初例は、元禄八年（一六九五）銘の七代久治墓に献燈されたもの（0018）である。
D2類 屋蓋から基礎に至るまで平面四角形を呈する。屋蓋に屋根瓦は表現されないものの、下部において垂木が表現される。中台の請花、基礎の反花は線刻である。当墓所においてはこの分類に属するものは確認されていない。
D3類 屋蓋から基礎に至るまで平面四角形を呈する。屋蓋に屋根瓦は表現されない。屋蓋の下部は平坦で、垂木は表現されない。島津家の家紋が表現されたものは確認していない。総数六基を数える。
C類またはD類 附表1石造物観察表A中にC類またはD類としたものは、火袋、中台、竿のいずれかの部位から基礎に至る部位が残存しており、平面四角形

を呈するが、屋蓋が残存しておらず、C類かD類か判別がつかなかったものである。総数三基を数える。
E類 屋蓋から基礎に至るまで平面六角形を呈する。屋蓋に蕨手、屋根瓦の表現は無い。蕨井はさらに屋蓋や竿の意匠等により細分しているが、当墓所においてはこの分類に属するものは確認されていない。
F類 火袋から基礎に至るまで平面四角形を呈するが、屋蓋のみ断面円形を呈する。貴徳墓に伴うと考えられるものが一基のみ（007）確認されている。
その他 石材の特定はできないが溶結凝灰岩（吉野石（その他②））が用いられる明治期以降の一群である。総数二四基を数える。宝珠、屋蓋を有さず、火袋から竿までが一体化した四角柱状を呈するものが大半を占める。

(四) 碑 (図版11)

墓所内に所在する碑は、いわゆる亀趺碑が一基（010）である。以下にその概要を記す。

亀趺碑 (図38) 総高一・九八m、基礎から上端までの高さは一・六七mを測る。基礎は一・五二m×一・五四mの方形を呈し、高さ〇・二四mを測る。基礎背面



図37 島津宗家墓所（福昌寺跡）における燈籠の分類

本図は、藤井大祐2017『鹿児島市埋蔵文化財発掘調査報告書（80）薩摩藩主事島津家墓所（福昌寺跡）調査報告書』より転載したものである。

には碑建立の背景についての刻字が施される。内容は後述のとおりである。亀跌は、 $0.8\text{m} \times 0.8\text{m}$ の方形を呈し、高さ 0.29m を測る。竝に四面に刻字される。

なお、亀跌部分の形態は一般的なそれではなく、伏せた連状を呈し、亀甲も葉脈状を呈する。吉野火砕流起源の石材が用いられる（原産地は不明）。坂元盛基に賦せられた六面地蔵塔⁽²⁰⁾が隣接する。

七代久治の家臣であった坂元十右衛門盛基は、久治の死後仏門に入り名を惠安と改め、妻子と別れ心翁寺内に庵を結び、三十余年間一日も休まず供養を怠らなかつた。享保一〇年（一二二五）、心翁寺に参拝した九代實徳が坂元盛基のことを聞き、感銘を受け建立したものとされる。銘文は興国寺の僧・天桂の手による。

亀跌の刻字 以下では、刻字内容を報告する。報告にあたっては、垂水市文化財保護審議会瀬角龍平会長より指導を賜った。碑文は、碑正面に向かって正面、左面、背面、右面の順に掲載した。また、文中の「」は改行を意味する。

〔正面〕坂元盛基記并銘／隅州垂水領主嶋津久治公の家臣氏坂元字盛基其性敏且捷総角成／久治公召而令近侍於左右當務不懈所以惠愛渾於群兒者乎爾來及／稍爲長不惑之年一日不忘勤務晝夜孜孜也元禄四年末之間久治公／適從薩隅日三州太守綱貫公之朝觀而入於神府王甲之秋又殿於／拜守取路於伏見睦天乎命乎卒於伏見之館從事諸臣輩同揮淚深痛／譏喪與不須臾相離猶生之時矣然後就其采邑則痛哭之至又卽年矣／酉秋七月祝髮脫白捨祿妻子截斷髮安改名號惠安乃禱草庵於心翁／境内律身而不食血内禁足宴坐不敢顯勢勞中之事猶如避嫌水而疾

〔左面〕奔走者蓋其心以是代世之殉死之義乎抑其平日所業者每日專誦于／聚德院之廟或香火或酒掃其於余力則日夜有讀大乘妙典已滿一萬／九千部數所以薦之聚德院之冥福終登菩提之覺岸之初歩也譬若升／高必自卑若陟遐必自漸矣大凡吾觀世之奉君勵忠節者委身於白刃／臨死而不攝橫軀於虎口見危而不旋踵者謂之忠謂之義宜哉惠安不／生則奉禮經之功徳以報君恩賜於世所重殉死其資益孰加之哉乎／保十年乙巳秋久治公之壽終久興公誦于心翁寺見聞於惠安日課之

〔背面〕功三十餘年間一日未嘗感憂不息即命近侍律留正香日惠安老病／兩迫暮景將落其實隱明白之善行作文刻石以備千歲之不朽可也正／香承命來請予文不得辭

畧記焉兼銘銘曰／惠安垂水配夫捷總角奉君命壽運不惑年過走海東間關歸路從吾／公天誦運經爲法約一萬九千部豈功過較淨業／向眞空喜喜冥冥福馬野野禱武門禱君兼清治邦家民亦豐自然餘／慶起仁風／享保十乙巳歲十一月廿八日 興国天桂支門書馬

〔右面〕同年十二月十三日死行年七十八歲／法名 惠安宗智庵主／俗名 坂元十右衛門盛基

瀬角氏は読み下しも試みておられるので、参考までに記載する。ただし、決定稿ではなく、現時点での氏の解釈ということであるので、ご留意いただきたい。なお、(一)内はルビまたは後述の注釈を表す。

〔読み下し（未定稿）〕

坂元盛基の記并びに銘
隅州垂水領主、嶋津久治公の家臣、氏は坂元、字は盛基。其の性、敏且つ捷。総角⁽¹⁾の歳、久治公召して左右に近侍せしむ。務むるに当たりて懈（おこた）らず、惠愛⁽²⁾は群兒より渾（あつ）き所以のものか。爾來、稍（や）や長じて不惑の年と爲るに及ぶまで一日として勤務を忘れず、晝夜孜孜⁽³⁾たり。元禄四年末の間、久治公、適（たま）た薩隅日三州の太守、綱貫公の朝觀（ちやうきん）⁽⁴⁾に従い、神府に入る。壬申⁽⁵⁾の秋、又太守に殿（しんがり）して路を伏見に取る。嗟（あ）、天か命か、伏見の館に於いて卒（しゆつ）せらる。従事の諸臣の輩、（そも）共に涙を揮（はら）ひ棄てて喪與（そうよ）を擁護し、須臾（しゆゆ）も相離れざること、猶ほ生（いのち）ある時のことし。然る後、其の采邑⁽⁶⁾に就きて則ち痛哭之れ至（はなはだ）し。又、翌年癸酉秋七月、祝髮（しゆくはつ）脱白⁽⁷⁾し、妻子を捨離（しゃえん）し、恩愛を截断す。名を改めて惠安と号す。乃ち草庵を心翁の境内に構（か）え、身を律て血肉を食らはず、宴坐（えんざ）に禁足し、敢て應勞⁽⁸⁾中の事を顧（かへりみ）ざること、猶ほ瘞水⁽⁹⁾（しょうすい）を避けて、疾く奔走するものごとし。蓋（けだ）し

その心、是れを以て世の殉死に代ふるの義ならんか。抑（そもそ）も其の平日の業する所は、毎日専ら聚徳院の廟に詣て、或ひは香火し、或ひは洒掃(9)しやそす。其の余力あるに於いては、則ち日夜大乘妙典を看説し、已(す)で萬九千部數に滿つ。之れ聚徳院の冥福(きささ)ぐる所以なり。終に菩提の覺岸(11)に登るの初歩なり。譬(たと)へば(12)高きに升(のぼ)るに、必ず卑(ひく)きよりするが若く、退(とお)きに降(のほ)るに必ず廻(ちか)きよりするが若し。大凡そ昔が世の君を奉りて忠節を勵む者を觀(み)るに、身を白刃に委ねて死に臨みて慚(おそ)れず、軀(み)を虎口に横たへて危ふきを見て踵(きびす)を旋(めぐ)らざるは、之れを忠と謂ひ、之れを義と謂ふ。宜(むべ)なる哉。惠安、生れざれば則ち、談經の功德を奉じて以て君恩に報ひるは、則ち世の重んずる所の殉死に勝れること、其の資益(13)、孰(た)れか之れに加へんや。享保十年乙巳の秋、久治公の裔孫(えいそん)、久典公、心齋寺に詣て、惠安の日課の功、三十余年間一日も未だ廢せざるを見聞す。感激息(や)まず。即ち近侍の津留正香に命じて曰く、惠安、老病阿(ふた)つながら迫りて、暮景(14)、將(まさ)に落ちんとす。其の実踐明白の善行は文を作(な)し、石に刻し、以て千載(せんざい)の不朽に備ふること、可なり、と。正香、命を承(う)けて來たり子に文を讀ふ。辭するを得ず、ここに略記し、兼ねて銘す。銘に曰く、惠安は垂水の匹夫の雄たり。終角にして君命を奉ぜし壽童(15)。不惑の年、海東(16)に過走す。開關の驛路(17)えさきろ)に吾が公に従ふ。天資、勇氣有りて虹の如し。孝友(18)相兼ね、況(い)わんや復(ま)た忠。神府より帰るや伏見中、館亭に星隕(お)ち、まさに馮(よ)るべきなし。故園に脱白して禪叢(せんそう)に入り、日々蓮經を誦(す)して法の躬(み)となる。一萬九千部豈(あ)に功ならんや。遺教(19)しゃはんの淨業(20)は真空に向かい、尊靈の冥福は薦(さ)げつて躬(ま)りなし。更に講(い)の武門の嗣は若熊、清治(21)の邦家は民もまた豊かなり。自然、余慶(22)は仁風(23)を起(こ)さん。享保十、乙巳の歲、十一月二十八日、興國天柱誌(しる)す。同年十二月十三日死す。行年七十八歳。法名 惠安宗智庵主

〔瀧角氏による注釈〕

- ① あげまき、転じて男女のいまだ冠弁しない者、小児を言う。
- ② めぐみつくしむこと
- ③ つとめて倦まぬこと
- ④ 參助交代
- ⑤ 一六九二年
- ⑥ 垂水
- ⑦ 髮を剃つて仏門に入ることと、俗世を脱して僧となること
- ⑧ 俗事の苦勞
- ⑨ 瘴気を含む水
- ⑩ 水をまき、箒で掃くこと。清掃すること。
- ⑪ 悟りの岸。迷いを海にたとえ、迷いより覚めることを覺岸に登る、という。
- ⑫ 若升高必自卑若陟遐必自邇・『書經』の太甲下にある語。事を行うには順序のあるたとえ
- ⑬ たすけます、助けて利益すること
- ⑭ 老境をいう
- ⑮ 尊者を祝福する子供
- ⑯ 海は広くの意味
- ⑰ 道が険しくて行き悩むこと
- ⑱ よく父母に仕え、兄弟に親しむ
- ⑲ これ、この、このような
- ⑳ 淨い善行。また、西方淨土に往生する業因をいう
- ㉑ 清らかに治まつた政治
- ㉒ 祖先の善行の報いとして子孫の身に來る吉事
- ㉓ 仁徳による教化。仁徳は風のように遠くまで届くのでいう

(五) 手水鉢 (図版11・12)

墓所内に所在する手水鉢は一七基を数える。一石造りのものと、鉢部と基礎が

らなるものがある。前者をA類、後者をB類とした。

A類は一五基を数える。明治期以降に供えられたものと考えられる。

B類は一基のみ確認される。寛政三年（一七九一）の銘を有する九代貴備に供えられたもの(208)である。

なお、A類については、水鉢と花立が一体となつたいわゆる水鉢花立であるが、一基のみの確認であるため、本分類に含めた。設置場所や石材等から明治期以降のもので、一六代貴備から一五代貴備に供えられた一群を構成するものと考えられる。

(六) その他石造物(図版12)

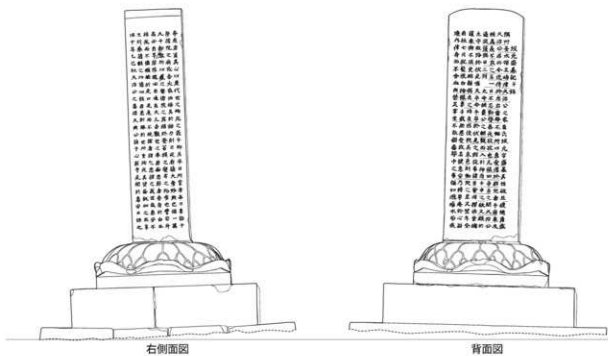
墓所内に所在するその他の石造物は二基を数える。その他としたものは、七代久治夫婦墓に伴う層塔形の石造物(209)一基と、九代貴備夫婦墓に伴う火繩銃形の石造物(210)一基である。

層塔形の石造物(図39) 層塔形の石造物は総高一・八七mを測る。石材は、二層、三層の塔身以外は花尾石が用いられる。平面四角形の基礎の上に三層の層塔が設置され、その上に宝珠が設置される。塔身は平面が四角形を呈する。一層の塔身は、格子状の文様を有する扉型が表現された極めて精緻なつくりであるのに対し、二層、三層の塔身は彫刻が一切無く、石材も他の塔位と異なることから、欠損等の理由により後世に補充(改変)された可能性がある。笠は、瓦が一枚一枚丁寧に表現される。瓦部分は二段で表現されるが、下位の軒瓦の部分には巴文、上位の軒瓦には花文が施される。また、下部は垂木の表現が見られる。基礎は○・四二m×○・四二mの方形を呈し、高さ○・一九mを測る。基礎下の墓壇は○・五六m×○・五六mの方形を呈し、高さ○・〇七mを測る。七代久治夫婦墓に供えられたものと考えられる。

火繩銃形の石造物(図39) 火繩銃形の石造物は総高一・五mを測る。吉野火縄流起源の石材が用いられるが、同時期の他の石造物に用いられる反田土石とは異なる石材で、原産地は不明である。塔頂部は欠損しているが、火繩を象つたと考えられる装飾がある。塔身には鉄砲の銃身を象つたと考えられる装飾があるが、

先端部以外が欠損しており、全体像は不明である。火薬袋も表現されている。墓壇は○・七m×○・七mの方形を呈し、高さ○・〇九mを測る。九代貴備墓に供えられたものと考えられる。

平面図



亀趺碑

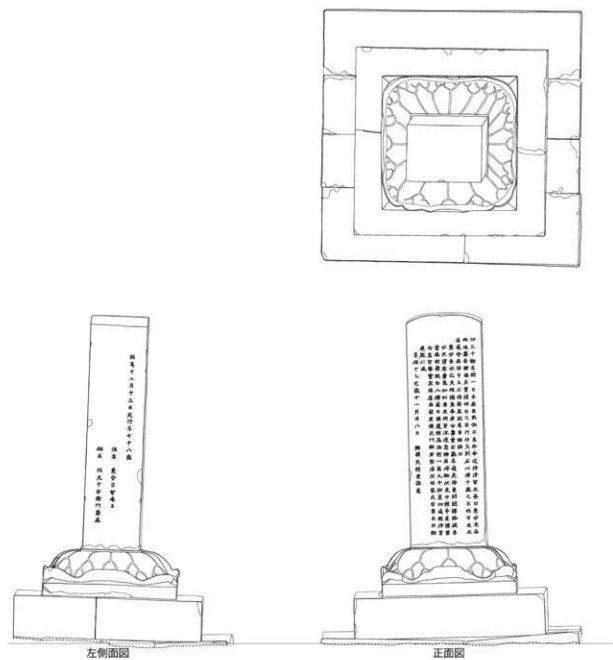


図38

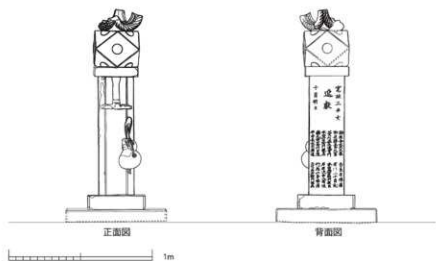
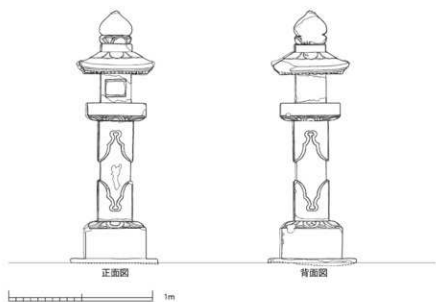


図39 燈籠、層塔、火繩銃形の獻燈